

## 貸し渋り・貸し剥がしに関する情報の受付・活用状況について

金融庁では、金融サービス利用者相談室が各種情報の受付の一環として受け付けた貸し渋り・貸し剥がしに関する情報について、その受付・活用状況を四半期毎に公表することとしています。今般、令和 6 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの受付状況及び受け付けた情報の活用状況を以下のとおり、とりまとめましたので公表します。

## 1. 受付状況

令和 6 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までに受け付けた情報は 3 件となっています。

【参考】これまでの四半期毎の受付件数の推移

| 区 分     | 平成<br>25 年 | 26 年 | 27 年 | 28 年 | 29 年 | 30 年 | 令和<br>元年 | 2 年 | 3 年 | 4 年 | 5 年 | 6 年 |
|---------|------------|------|------|------|------|------|----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1～3 月   | 7          | 8    | 7    | 9    | 12   | 10   | 7        | 18  | 21  | 14  | 4   | 3   |
| 4～6 月   | 10         | 8    | 2    | 9    | 14   | 6    | 11       | 22  | 19  | 6   | 3   |     |
| 7～9 月   | 9          | 3    | 1    | 11   | 4    | 6    | 28       | 26  | 14  | 6   | 5   |     |
| 10～12 月 | 9          | 3    | 6    | 10   | 9    | 9    | 8        | 10  | 17  | 8   | 4   |     |

(※ 1)「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」開設日は、平成 14 年 10 月 25 日(各財務(支)局等は平成 14 年 11 月 1 日)。

(※ 2) 平成 17 年 7 月 19 日に情報受付窓口を「金融サービス利用者相談室」に一元化。

## 2. 活用状況

(1) 検査・監督部門の金融モニタリングにおいて、寄せられた情報を参考に、金融機関に対する中小企業金融の円滑化や顧客への十分な説明態勢の確立、相談・苦情処理機能の強化等の要請や、中小企業の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢の検証を行っています。

(2) 個別金融機関に関する活用は、以下の方法により行っています。

受け付けた情報のうち、情報提供者等が金融機関側への申出内容等の提示に同意

している情報を基に、事実確認等のヒアリングを実施しています。また、中小企業の実態を踏まえた円滑かつ積極的な金融仲介機能が発揮できる態勢の構築状況のほか、貸出先に対する説明責任の履行状況や苦情処理態勢等の検証を行っています。

なお、これらの結果、必要があると認められる場合には、銀行法第 24 条等に基づき報告を徴求することとしています。

(3) 具体的な活用の状況は、以下のとおりです。

令和 5 年 10 月 1 日から同年 12 月 31 日の間においては、「相談室」で受け付けた情報に関連して、2 金融機関に対して、ヒアリングや検証を行いました。